

日本の速記

2026

5

No.1027



シリーズ 議会豆知識71「議員とハラスメント」
まほろば速記通信④「楽しくて役に立つ、手遊び速記」
高橋立成さんオーラルヒストリー①
臨時総会開催のお知らせ

公益社団法人 日本速記協会

目次

日本の速記2026年5月号

巻頭言「手書きの再認識と聞き書きの必要性」	
理事 中根 康雄	1
シリーズ 議会豆知識71「議員とハラスメント」	
理事 内田 一夫	2
まほろば速記通信④「楽しくて役に立つ、手遊び速記」	
前川 純二	4
令和7年速記交流祭報告（その3）	
理事 中根 康雄	6
高橋立成さんオーラルヒストリー①	
編集部	10
60年前の速記検定 第1回の問題文	18
令和8年度第4回定例理事会 議事概要	20
臨時総会開催のお知らせ	22
臨時総会招集通知	23
協会本部日誌／伝言板／編集後記	24
本部事務室移転のお知らせ／第233回速記技能検定のお知らせ	

表 紙 『白虎隊』

福島県の会津若松で白虎隊への奉納剣舞を観てきました。戊辰戦争において白虎隊の少年達は遠く鶴ヶ城の炎上を見間違えた末に自刃したと伝承されています。見間違えたこの”誤認”が人々を更に悲哀へと誘う要素になっていると感じています。

実際に炎上の誤認があったのかは分かりかねますが、戦争によって未成年が命を落としたことは確かな事実です。

速記は誤認を避けるべき技術ではありますが、今回あえてその場面を描きました。

（千葉大二郎・硬軟）

■巻頭言■

手書きの再認識と 聞き書きの必要性

理事 中根康雄

先日、NHKの「クローズアップ現代」で、「手書きのチカラ」というタイトルで、手書きの必要性がテーマに取り上げられました。その中で、「最近の子供は、漢字がうまく書けなくなっていて、その原因は、タブレットを使った授業が大きく影響している」ということで、「書道教室に通う子供が増えている」という話題も提供されていました。

さらに、ヨーロッパでは、タイピングだけ練習すればよいというカリキュラムが、ライティングの練習も復活するようになってきて、その理由は、手書きをしながら授業を受けたほうが、電子機器の画

面を見るだけの授業よりも、学習効果が有意にアップしたからということでした。

小学校では、読解力が向上するとして、かなり以前から「朝読」ということで、授業が始まる前に読書が推奨されてきました。また、「コラムを書き写す」こともその効果があるということで、専用のノートも大量に販売されてきました。

しかし、書き写すだけまりで、それをゆっくり朗読して、漢字とかな文字でできるだけ書き取って、それをもう一度清書するという「聞き書き」は、まだ実践されていません。

聞きながら書き取っていくといろいろ抜ける場合がありますので、前後関係を考えて、その部分を補いながら清書していく過程で、自然に読解力と作文力が向上していくことは明らかですが、その効果を評価していただけではないのは、非常に残念なことです。

こういう聞き書きを自然に行っているのが本格的な速記の練習になりますので、まずは、かな文字による聞き書きを普及し、その先に、本格的な速記文字を使っている聞き書きがあるということにできればと思っています。

昨年の四月から九月まで放送されたNHKの朝ドラの「あんぱん」では、「速記」のシーンが十数回、「速記」という言葉が数十回も出ましたが、「かつては速記がよく活用されていたね」という感じですが捉えられていなかったようです。

しかし、「速記」の練習が、子供たちの読解力、作文力の向上に直結するとともに、高齢の方々の認知症予防にも非常に大きな効果を発揮できることが広く認識されれば、「速記ブーム」を再現できると確信していますので、今後とも「みんなの速記」の活動を進めていく必要があると思います。

シリーズ

■議会豆知識71

議員とハラスメント

前回はハラスメントについて予防が大事であることを述べました。今回は議員とハラスメントについて考えます。

議員が職員に対してパワハラやセクハラを行ったことが新聞やテレビなどで取り上げられます。最近はその長的事例が多いようですが、どちらも政治的な力を背景としてそのような行為を行うようです。ただ首長と議員では状況が異なります。

議員は誰かに雇われているわけではなく、選挙によって選ばれます。つまり議員に対して職務上の行為を

命令する人はいません。強いて言えば住民が任命権者といえますが、常日頃議員に命令を下しているわけではありません。議員は役場の中では特殊な存在です。職員との法的身分関係は全くありません。

かつてある自治体で議員の職員に対するハラスメントが問題となり、労働基準監督署や県の機関等の第三者機関に紛争の解決を依頼したところ、どの機関も議員と職員の間には法律関係がないことを理由に受理しなかったそうです。つまり議員と職員との間には紛争を解決するルールがないわけです。

結果、住民間のトラブルと同じように、裁判所に頼らざるをえないこととなります。結果責任を問うしかないわけで、事前にトラブルを解決する方法はありません。

ここで重要なのは、ハラスメント

という事象を発生させないための予防的措置の充実です。ただそのためには議員と職員の関係を結びつけるルールが必要となります。そのなかに未然防止策を組み込むことによりハラスメント事象を発生させないことが重要です。

ルールの動きは各自治体で既にありますが、議会は議会のハラスメント防止策、執行部は別という自治体も多いようです。ハラスメントを防止するためにはそのような取り組みは大きな前進ですが、議会だけの仕組みとした場合、執行部の職員の訴えを議会にどのように伝えるかという問題があります。

地方自治は二元代表制です。執行部職員の任命権者はあくまで首長です。執行部と議会の間には人事関係における大きな溝があることになりました。そのような溝を埋めるために

は議員や首長を含めて役場全体としてハラスメントの防止体制を設けることが適当だと考えます。

そして相談や対応処置のために専門家による第三者機関を条例によって役場内に設けるべきだと思います。ハラスメントの要因はその人の育った環境や心理形成過程など複雑なものであり、再発防止のためには高度な専門知識が必要だと考えるからです。

また重要なのはプライバシーの確保です。ハラスメント行為を行った側も受けた側もプライバシーを確保することが、二次被害、三次被害を起こせないためにも必要です。

議員のハラスメント行為が問題となったときに、議会に百条調査委員会を設置して検討する例が見られます。ハラスメントは政治倫理の問題ですから、政治倫理審査会のように

議員が判断するという考えだと思えますが、少なくとも議員はハラスメントの専門家ではありません。またプライバシーの観点からも適切な処置であるとはいえないと思います。

ハラスメントは精神構造を含む奥が深い問題です。それを政治的な観点から検討することは適当ではありません。実際議員間で判断が異なる例が散見されます。

またハラスメント基準の可視化の問題ですが、最近職員に対するアンケートを行っている自治体が増えたようです。職員が遠慮なく回答できる環境作りがまず求められますが、このようなアンケートによってハラスメントを可視化することに大きな意味があると思います。

議員にハラスメントの話をしなると、どのような言動がひっかかるのかわからない、という意見をよく聞

きます。そのためには類型的な行為を一覧にしてアンケートを行い、職員が嫌がる言動がわかりやすいように示すことが重要です。

ハラスメントの基準はそれぞれの社会的グループによって違うと思います。少なくとも役場の世界でやってはいけない言動をわかりやすく示し、共通認識を持つことはハラスメント防止の第一歩です。

理事 内田 一夫

元全国都道府県議会議長会
事務局次長 議事調査部長

次回は
「不信任決議」を
予定しています。

事務室移転のお知らせ

移転日 6月15日(月)

【新住所】

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場二丁目14-9
明芳ビル 203号

新しい事務室は現在の事務室から直線距離で100メートル足らずですが、その間に区境があるため、

豊島区高田三丁目から

新宿区高田馬場二丁目となります。

事務室移転の経緯については、本誌22ページをご参照ください。

引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

日本の速記 2026年5月号

発行日 令和8年5月1日

発行人 保坂 正春

編集人 保田 良春

発行所 公益社団法人 日本速記協会

〒171-0033

東京都豊島区高田3-10-11 KGビル4階

電話 03(6205)9701 F A X 03(6205)9702

Eメール info@sokki.or.jp <https://sokki.or.jp/>

印刷所 日本印刷株式会社 〒170-0013

東京都豊島区東池袋4-41-24 東池袋センタービル

第233回速記技能検定のお知らせ

☆日 時 令和8年5月31日（日）

・東京・大阪以外の会場

全級 受付12:00～ 検定開始13:00

・東京・大阪（午前・午後実施）会場

午前 3・5級 受付10:45～ 検定開始11:30

午後 1・2・4・6級 受付12:55～ 検定開始13:40

検定会場と開始時刻は、受検票でよく確認してください。

☆試験級 1級から6級まで全級実施

☆試験地 札幌、盛岡、東京、名古屋、大阪、福岡

☆受検料 1級 6,000円 2級 5,000円 3級 4,000円

4級 3,000円 5級 2,500円 6級 2,000円

☆受付期間 4月1日～5月10日（必着）

※検定会場の事情が許せば、検定当日の申込みもできます。

必ず事前に協会にお問い合わせください。

☆朗読速度・朗読時間・反訳時間等一覧表

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
分 速 (字)	3 2 0	2 8 0	2 4 0	1 8 0	1 2 0	8 0
朗読時間 (分)	1 0	1 0	5	5	5	5
総 字 数 (字)	3 2 0 0	2 8 0 0	1 2 0 0	9 0 0	6 0 0	4 0 0
反訳時間 (分)	1 3 0	1 3 0	6 0	6 0	6 0	6 0
正 確 度 (%)	9 8	9 8	9 7	9 7	9 6	9 6
許容失点 (字)	6 4	5 6	3 6	2 7	2 4	1 6

☆合格者の登録・認定等

・合格者は、協会備付けの合格者名簿に登録する。

・合格者は、履歴書の「資格」欄へ以下のように記載できる。

「〇年〇月〇日 文部科学省後援、日本速記協会認定第〇回速記技能検定〇級合格」

・1級合格者、2級合格者をそれぞれ「1級速記士」、「2級速記士」と認定する。

また、本人の申請により、「1級速記士証」、「2級速記士証」を交付する。

☆次の検定予定

第234回 令和8年8月30日（日） 長岡、東京、名古屋、大阪

☆問合せ先

〒171-0033

東京都豊島区高田3-10-11 KGビル4階

公益社団法人 日本速記協会

電話 03-6205-9701 e-mail info@sokki.or.jp